

○農林水産省告示第四百八十九号
 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の施行に伴い、及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、次に掲げる日本農林規格の一部を改正し、同法第一條第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年三月二十五日から施行する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 食用植物油の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）
- 二 ドレッシングの日本農林規格（昭和五十年十月四日農林省告示第九百五十五号）
- 三 植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年九月十一日農林省告示第八百三十八号）
- 四 ソーセイジの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百一十一号）
- 五 チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第九百六十六号）
- 六 醸造酢の日本農林規格（昭和五十四年六月八日農林水産省告示第八百一十一号）
- 七 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十二日農林水産省告示第四百二十四号）
- 八 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和五十五年二月二十五日農林水産省告示第二百八十八号）
- 九 豆乳類の日本農林規格（昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第八百号）
- 十 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和六十年四月二十日農林水産省告示第五百三十一号）
- 十一 マーガリン類の日本農林規格（昭和六十年六月二十二日農林水産省告示第九百三十二号）
- 十二 乾めん類の日本農林規格（昭和六十一年六月九日農林水産省告示第九百一十一号）
- 十三 チルドミートボールの日本農林規格（昭和六十二年九月五日農林水産省告示第九百三十三号）
- 十四 ぶどう糖の日本農林規格（平成二年十月三十日農林水産省告示第九百四十二号）
- 十五 精製ラードの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十八号）
- 十六 ショートニングの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十九号）

十七 熟成ハム類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七百三十三号）

十八 熟成ソーセイジ類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七百四十四号）

十九 熟成ベーコン類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七百五十五号）

二十 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成八年三月二十八日農林水産省告示第三百八十八号）

二十一 果実飲料の日本農林規格（平成十年七月二十二日農林水産省告示第七百七十五号）

二十二 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第九百三十五号）

二十三 生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第七百九十四号）

二十四 生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第九百二十九号）

二十五 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第九百六十三号）

二十六 有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第六百五十五号）

二十七 有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第六百六十六号）

二十八 有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第六百八十八号）

二十九 りんごストレートジュースの日本農林規格（平成十九年十月三十日農林水産省告示第九百四十八号）

三十 パン粉の日本農林規格（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第九百九十一号）

三十一 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第九百三十六号）

三十二 即席めんの日本農林規格（平成二十一年四月九日農林水産省告示第九百八十四号）

（改正内容に関する書類は農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百九十号
 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の施行に伴い、及び農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九條第一項（同令第五十五條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正し、平成二十八年三月二十五日から施行する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 熟成ハム類、熟成ソーセイジ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第九百四十二号）
- 二 チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第九百四十二号）
- 三 果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第九百四十四号）
- 四 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第九百四十六号）
- 五 豆乳類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第九百四十七号）
- 六 即席めんについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十三日農林水産省告示第九百七十六号）
- 七 ドレッシングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第九百九十九号）
- 八 醸造酢についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第九百九十九号）
- 九 食用植物油についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第九百三十六号）
- 十 食用精製加工油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第九百三十七号）
- 十一 精製ラードについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第九百三十九号）
- 十二 マーガリン類及びショートニングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第九百四十号）

十三 植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第九百四十一号）

十四 乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第九百四十六号）

十五 パン粉についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第九百九十二号）

（改正内容に関する書類は農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百九十二号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンタン種、マハチャノ種及びラッド種のマンガウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

一 中「ナンカンワン種」を「キオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種」に改める。

四の(二)中「ナンドクマイ種」を「キオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンドクマイ種」に改める。